

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている教員の概要	複数の教員間の協働関係	実務法曹からの協力・支援の状況
1	要件事実論(3セメ)	2単位・週1コマ・90分	司研「類型別」	演習形式と講義形式との併用。小テスト1回実施	専任(裁判官経験者2名、弁護士1名)3名	教材が同じであるから、各担当教員の自由な裁量によっている。	
2	民事裁判 A(3セメ) 民事裁判 B(4セメ) 訴訟実務入門B(3セメ)	4単位・週2コマ・90分 2単位・週1コマ・90分	東・法科大学院における要件事実論教育について(久留米大学法学44,48,49号) 司研「問題研究」	は演習と講義との混合形式:細切れに発表させたり、説明したりのつながりの中で実行。 は講義形式	専任(裁判官経験者)2名	なし	なし
3	民事法務基礎(5セメ) 民事裁判基礎(6セメ)	いずれも2単位	加藤編「民訴実務の基礎」、上原「民事執行・保全法」 事前に教員が作成及び、司研「問題研究」、司研「類型別」、加藤編「民訴実務の基礎」	主として民事訴訟記録形式の教材を可能な限り実務に即した形で検討することにより、民事裁判における判断の構造ないし枠組みを示す。できる限り受講生との間で質疑応答をする方式で進行する。 授業は、原則として、予め配付する資料に基づいて起案、その起案の講評を通じて実務知識の概要を修得させる。	特任(弁護士)1名 特任(裁判官)1名		
4	要件事実と事実認定の基礎(3セメ) 民事法実務演習(5セメ)	90分・全12コマ(他の3コマは刑事事実認定) 90分・全15コマ	司研「問題研究」、司研「類型別」 司研「類型別」	題材となる民事紛争につき、要件事実抽出を含む攻撃防御方法の整理をおこない、それを前提として、争点についての実体法・手続法の解釈等の議論を深めていく、双方向的授業をおこなう。原告側と被告側双方に分かれてのディベート形式での議論も実施する。複雑な事案における攻撃防御方法の整理については、事前にレポートを提出させて、予め議論を整理させようとして、授業をおこなう。	専任(裁判官経験者1名、弁護士1名)2名	必要に応じて適宜	

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
5	民事訴訟実務の基礎(4セメ) 法文書作成・模擬裁判(5セメ)	いずれも2単位・ 週1コマ・90分	司研「類型別」、司研「問題研究」、司研「一審解説」、日弁連「民事弁護の手引き6訂」、司研「一審解説」、司研「起案の手引」、日弁連「四訂 民事弁護における立証活動」	いずれも主として講義形式。毎時間冒頭に質問形式による理解度の確認。小テスト。 3名の教員によって、同一内容の講義を同時進行の形態で実施。質疑応答、小テスト、レポート等を適宜活用し、また場合によっては個別指導を行う。 模擬裁判のケースに基づいて、学生は原告、被告、裁判官役となり、それぞれの立場で事案の内容を把握し、事件を構成していく。そして訴状、答弁書、準備書面等を作成し、訴訟の組み立てていく。証人役も学生が担当し、証拠調べを経て判決に至るまでを全員で体得してもらう。	専任(実務家)2名 兼任講師(派遣裁判官)1名	前期中に会合を開き、3名による打ち合わせ。3クラス同一時限による同時進行。進行中適宜意見交換をする。期末試験は、3名協議による同一問題の作成。試験終了後、結果を持ち寄って協議のうえ、それぞれのクラスで講評を加える。	派遣裁判官 法文書作成・模擬裁判 弁護士会から資料の提供を得ている。
6	民事実務演習(6セメ)第15講のうち第1講から第4講が要件事実論	2単位・週1コマ・90分(内要件事実論が占める回数:4回)	担当講師作成のレジュメ 司研「類型別」	具体的な設例を素材として、民事紛争の法的解決に要件事実がバックボーンとして機能することの理解を深めることを目標とし、事前に予習をしておくべき部分を提示し、課題を与えておく。授業は原則として講義を主とするが、受講生の習熟度に応じた質問をし、議論を交えて理解の進化を図る。	兼任(司研教官経験者)1名	民事実務演習担当客員4名で各担当の講義内容を事前に打ち合わせをして重複を避けている。	
7	民事法総合演習(3セメ)	隔週、2コマ連続、90分×2	司研「類型別」	講義、小テスト2回	司研教官経験者 兼任 1名		
8	民事要件事実基礎(3セメ～6セメ通年(ただし、L2で準必修との扱いであることを指導している。))	2単位・90分・隔週	司研「問題研究」、司研「一審解説」(参考書)司研「起案の手引き」、司研「類型別」	講義は、実務家(裁判官)教員により、主として判例・実務に基づき実施する(これに盲従するものでないことは当然である。)が、受講生の教科書及び教材に基づく予習を前提とした双方向性のものとし、適時に教材に基づく自宅起案(レポート)提出と講評を実施する予定である。初回の講義は、4月13日を予定し、その後の具体的な講義日と講義内容は、学内インターネット等で掲示するが、受講状況等を踏まえ、機動的に変更することがある。	専任(派遣裁判官)1名		

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている教員の概要	複数の教員間の協働関係	実務法曹からの協力・支援の状況
9	民事実務(5セメ) 民事法演習(5セメ)	週3コマ・50分 週4コマ・50分	司研「問題研究」、同「類型別」	演習形式と講義をミックスして行っている。レポート・小テストは実施していない。	専任(弁護士)1名、 みなし専任(弁護士)1名	上記2人の教員で協議し、同一内容の授業を行っている。	なし
10	民事法総合(3セメ) 民事法総合(4セメ) 民事訴訟実務の基礎(5セメ)	いずれも2単位・90分	司研「類型別」 加藤編「民訴実務の基礎」 司研「類型別」、司研「問題研究」、司研「要件事実1巻」	判例の事案に基づいて作成した設例について、要件事実論の考え方に基いてこれを分析し、請求の趣旨、請求原因、抗弁、再抗弁・・・に構成する訓練を行う。受講者は、予め与えられてた設例について、両当事者の主張を組み立て、e mailにより提出する。民法、民法が対象とした分野に主として関わる設例を取り上げる予定である。 実務において日常的に発生する事件類型を題材に、生の事実から自分の頭で法律構成し、また当事者の主張を組み立てられるように法曹としての基礎的能力を養う。授業は毎回課題を提供し、学生はその課題について起案し回答する。その回答内容について学生と質疑応答しながら議論をし、その議論を通じて実務における理論の意義を理解させる。 具体的事例を題材に、その基礎的理解を修得させるとともに、民事訴訟手続の流れに応じた実務の基礎的な知識を得させる。討論、質疑応答、ディベート等を中心に、学生の自発性を促し、問題解決への積極的な態度を養いつつ、紛争解決の道を探る方法を見つけていくという基本的な手法を採用する。適宜レポート提出等を求め、学生の理解度を確認しながら授業を進める。言い分方式による問題演習、および解説講義を中心とし併せて、争点が訴訟の各段階においてどのように整理されていくかを模擬記録に基づいて解説している。小テスト(要件事実論および民事訴訟手続に関するもの)を2回に1回の割合で実施している。成績評価は課題についてのレポート、小テストの結果、平常点および期末試験の結果に基づいて行っている。	専任 1名 みなし専任 1名 派遣教員 1名	民事系FD会議等でそろった際、打合せの場合がある。	

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
11	民事訴訟実務(4セメ)	2単位・週1コマ・ 90分	加藤編「民訴実務の基礎」、 加藤=細野「要件事実方と 実務」	主として、予め示してある課題に着いて学生 が答え、教員がそれについてコメントをす る、というスタイルで授業を進める。必要に 応じて、一般的な説明を教員からまとめて 行う部分もある。評価は、学年末試験および 授業態度の総合評価による。	専任(裁判官経験者 1名、弁護士1名)2 名	教材および授業内容を 統一している。	
12	民事実務基礎(4セメ)	2単位・週1コマ・ 90分	加藤編「民訴実務の基礎」、 司研「問題研究」、司研「類 型別」、加藤=細野「要件事 実と実務」、司研「一審解説」	本講義は、主として実務家教官により行わ れるもので、従来司法研修所前期のプログ ラムとして設定されてきたものを、法科大学 院に取り込んだうえ、これに理論的側面の 考察を加えて展開するものである。また、 本講義は、基本的知識のほか、実務での基 本的技法を修得し、司法修習における実務 的・実践的な学習につなげる意味合いも持 つ。 講義での発言や質問、討論への参加、レ ポートの提出(20点)、小テスト(3回程度 実施予定)(30点)、学期末試験(50点)で 評価を行う。	専任(研究科1名、実 務家1名)2名 みなし専任(裁判官) 1名	3人の教員により、2 クラスを担当するの で、授業計画、課題、 成績評価等について、 常時、合議をしながら 運営している。講義内 容により、適宜役割を 分担するほか、クラス を分けて少人数の班を 構成し、それぞれの演 習を担当するなどして いる。 また、関連科目の担 当教員との間の協働 関係を充実させるた め、定期的に実務科目 担当者会議を開催して いる。	弁護士会から、若手 弁護士をティーチン グアシスタントとして 派遣を受け、添削指 導等の援助を受け ている。

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
13	主に 民事訴訟実務の基礎(5セメ) 基礎的な導入として 民事裁判実務(4セメ)	いずれも2単位・週1コマ・90分	司研「一審解説」、VTR、司研「問題研究」(参考教材)司研「類型別」	「民事訴訟実務の基礎」 事前に配布される課題に対してレポートを提出させ、添削済みレポートを原則としてその講義日に返却する。授業の形式は、講評を交えた講義と学生への関連事項の質問による。なお「民事訴訟実務の基礎」は、裁判官1名・弁護士2名の3名が講義内容・方法・課題等について合議をしながら進めており、提出レポートも原則として3名全員が目を通して。また日常の課題レポートだけでなく、期末試験も実施する。導入として「民事訴訟第一審手続の解説(別冊記録)」について簡単な課題を何回か出し、講義を主体に適宜VTRを使用しながら今まで教科書の中での知識だった訴訟手続を現実のものとして実感させ、そこでの要件事実の役割をしっかりと理解させる。次に、司法研修所が公にしている白表紙(民事演習問題)の中から何問かを選び、課題として事実整理・事実認定の基礎を行わせている。	みなし専任(弁護士)1名 非常勤(裁判官1名、弁護士1名)2名	「民事訴訟実務の基礎」は、1科目を3名で担当しており、その協働関係は前記「授業の方法」記載の通りである。「民事裁判実務」(1名で担当)の担当教員が上記科目も担当していることから、両科目は連携しており、また他の科目とも適宜使用課題・教材の公開等に基づき協議がもたれている。	なし
14	「民法演習」(3セメ) 「民事訴訟実務の基礎」(5セメ) このほか、導入講義、「民事法総合演習」、民事模擬裁判」など。	いずれも2単位	伊藤＝山崎「ケースブック」 司研「演習教材」、司研「認定教材・貸金」、司研「認定教材・保証」	演習形式による討論。 本法科大学院は、要件事実教育を、「法曹としての基本的なスキルとマインド」を身につけさせるべき法科大学院教育の、入口・過程・出口の各段階における共通の要諦と考え、導入講義・再導入講義・各授業科目・派遣裁判官担当科目を通じて一貫した要件事実教育を施し、もって本学法科大学院の構想の軸である「格調ある実践的法曹の養成」を実現しようと努めているところである。教員間の認識・理解の差等も手伝って前途多難ではあるが、倦まず弛まず、法科大学院教育の理想を追求していく決意である。	専任(研究者1名、裁判官経験者1名)2名 につき非常勤 裁判官 1名 以上のほか、 につき、更に研究者教員2名	総合演習科目における複数教員担当は、1個の授業を複数(2名)の教員が同時に主宰する方式であるが、現在のところ、研究者教員と実務家教員とが交互に主導権(演習素材となる事案及び論点の設定)をとって授業を進めており、事前に緊密な協議を行っている。クラスが複数にわたるときは、各教員ペアが順次各クラスを持ち回りで担当する予定である。	



第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
15	民事法総合5(4セメ) 民事訴訟実務の基礎 (6セメ)	いずれも2単位・ 週1コマ・90分	司研「問題研究」、司研「類 型別」	問題研究要件事実を予習してくることを前提 に、言い分方式の問題を事前課題として与 えて演習方式で行っている。簡単な小テス トのほか、中間テスト(1コマ)及び期末テス トを行う。	みなし専任(裁判官 司研教官)1名	民事系科目の担当教 員で、各自の授業内容 等について情報交換を 行っている。	
16	民事訴訟実務基礎論 (4セメ)	2単位・週1コマ・ 100分・15週	加藤 = 細野「要件事実と実 務」	左記の教材を基本教材とし、担当教員が作 成したオリジナルのサブノートを副教材とし て用いる。 サブノートには、思考過程に従って多数の 発問を用意している。 授業形式は主として講義方式となるが、教 員が一方向的に教示するのではなく、学生が 自らの頭で考える機会を設けている。 理解の程度を確かめるため、適宜レポート 提出を求めるが、小テストは予定していな い。	特任(裁判官経験 者)1名	単独で担当。 民事訴訟法の担当教 員との間で、レジュメの 相互開示、意見交換等 により連携を密にして いる。	
17	民事訴訟実務基礎 (5セメ) 民事法総合演習(6セ メ)	いずれも2単位・ 週1コマ・120分・ 15週	司研「問題研究」、司研「類 型別」、司研「演習教材1」、 司研「演習教材2」	予め事例を与えて、それについて要件事実 的な整理をしたレポートを作成・提出させ た上で、それに基づいて講義・演習を実施し ている。 また、講義の後半では、要件事実的な整理 に加えて、簡単な事実認定をさせることもあ る。 さらに、今年度は、講義時間中に上記レ ポート作成させることも、適宜実施する予定 である。	専任(弁護士2名、 研究者教員<元弁 護士>1名)3名 専任(弁護士2名、 研究者教員<元弁 護士1名含む>6名) 8名	民事法関係教員の会 議をたびたび開いて、 授業内容・方法、期末 試験の問題作成、成績 評価の打ち合わせなど を行うほか、毎回の講 義を常に複数(3~6 名)の教員が参観し て、補足発言などの形 で、適宜参加する体制 を採っている。	

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている教員の概要	複数の教員間の協働関係	実務法曹からの協力・支援の状況
18	民事実務の基礎(4セメ) ('民事訴訟法演習' '民事法総合'でも扱う。)	2単位・週1コマ・90分	司研「問題研究」、司研「演習教材」、司研「認定教材」、司研「類型別」、司研「一審解説」	後期の授業開始前に、予め、第1講から最終講までの各講に対する予習問題(具体的な設例とこれに対する設問)を配布しておき、各講の数日前(曜日指定)までに回答を提出させる。 授業は回答を参考にしてもっぱら質疑応答形式で進めている。(重要事項を含む設問の場合は2コマ連続して同一設問を使用する。) 基本的には、要件事実・8コマ、訴状、答弁書作成・2コマ、争点整理、事実認定・3コマ、模擬裁判との構成である。期末にテストを行っている。	みなし専任(派遣裁判官)1名 専任(実務家<司研教官経験者1名含む>)3名	前記の通り、予習問題を後期開始前に院生に配布しているが、同時に講義担当教員は解答についてのコメントを作成して他の教員に交付している。各講義開始前に講義の進め方について協議している。	
19	民法演習(5セメ) 民事実務演習(5セメ) 夏期合宿(既習1年次、夏期休暇中) 民事裁判実務(4セメ)	2単位・週1コマ・90分 2単位・週1コマ・90分 2日間 合計12時間 2単位週1コマ・90分	伊藤=山崎「ケースブック」 プリント教材 司研「問題研究」 司研「演習教材」、司研「認定教材・貸金」、司研「認定教材・保証」	演習方式、事前に全員から要件事実についてのレポート提出、報告者に報告させてから、ディスカッション。テストは期末試験だけ プリント教材(簡単な事案)をもとに、1.訴状起案、2.答弁書起案、3.争点整理を行う。教材2件 2回、繰り返す。 最後に、別のプリント教材を使って、4.模擬裁判を行う。 演習方式、事前に報告担当者からレポート提出、報告者に報告させてから、ディスカッション。テストはなし 演習方式、事前に報告担当者からレポート提出、報告者に報告させてから、ディスカッション。テストはなし	専任(研究者1名、裁判官経験者1名、弁護士2名)4名、兼任講師(裁判官)1名	実務家教員が進行役となり、研究者教員も適宜発言、事前打合せは期初に。 実務家教員(元判事、判事補含む)が、弁護士(訴状、答弁書)、裁判官の役割(争点整理)に応じて、順に主宰。事前打ち合わせはテーマごとに。 実務家専任教員(弁護士)が進行役となり、他の実務家教員(元判事、判事補)、研究者教員が適宜発言する。 実務家教員(元判事)が進行役となり、実務家教員(判事補)が適宜発言する。	なし

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
20	訴訟実務基礎(民事)(5 セメ)	2単位・週1コマ・ 90分	司研「問題研究」、司研「類 型別」、司研「一審解説」	初回の導入部分のみ研究者教員が担当 し、後は実務家教員が担当する。基本的な 事例(当事者の言い分を記載したもの)を題 材にして講義形式で行うが、随時、学生に 質問し報告・回答を求め、討議する等し、あ るいは演習方式で簡単なペーパーを提出さ せたりして、演習問題について解答させ、講 評するなどしながら行う。	非常勤(派遣裁判官 1名、研究者1名)2 名		
21	対話型演習・民事裁判 実務(3セメ)	2単位・週1コマ・ 100分	司研「問題研究」、司研「類 型別」、	前の週に、学生に言い分形式の問題を5、6 題与えておき、「問題研究要件事実」などの 指定した範囲を勉強しつつ問題を検討させ る。検討は対話型で行っている。	派遣裁判官 1名		本年度後期に、弁護 士会の皆様のご協 力をいただける。
22	民事裁判実務 (4セ メ) (ただし、要件事実を中 心に取り上げるのは全 体の4割程度。)	2単位・90分	日弁連「民事訴訟実務の基 礎」(2002年)、司研「一審解 説」	学生が教員のレクチャーを「聴く」という方法 は最小限に止め、プロブレム・メソッドおよび 起案・講評を主とする。評価の方法:授業の 中での積極的参加と発言、訴状や答弁書、 メモ等の起案、筆記試験等を総合して評価 する。	専任(弁護士)1名 みなし専任(裁判官 経験者1名、弁護士 1名)2名	教材作成・授業におけ る課題設定・試験問題 の作成と採点・成績評 価など、学期前から学 期終了時まで何度か 集まって打ち合わせを するほか、必要な都度 メールで連絡をとりあ っている。関連科目の担 当教員とは、互いに授 業参観をすることがあ る、という程度で、立ち 入った意見交換はして いない。	特になし



第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
23	法情報調査・法文書作成、契約法(2セメ) 証拠と事実認定、民法 実務演習、物権法(3セメ)	いずれも2単位・ 週1コマ・100分・ 14回	司研「問題研究」、司研「類型別」	どの科目も、講義・演習の要素をミックスしている。課題は加重負担にならないようにやや抑えめにしている。単にテキストの解説にとどまらず、実体法レベルで通説・判例以外の立場に立った場合の攻撃防御方法がどうなるか等についても極力検討するようにしている。	弁護士6名	民事法はFD会議を定期的 に開催し、極力無駄な重 複は避けるようにしている。	特に要件事実 に固定しているわけではないが、若手 弁護士にアドバイザーとして学修支 援をしてもらっている。
24	要件事実論演習(4セメ)	2単位・週1コマ・ 90分	プリントその他を授業時に配布 (参考文献)司研「類型別」、 司研「要件事実1巻」、司研 「要件事実2巻」、加藤＝細 野「要件事実と実務」、伊藤 ＝山崎「ケースブック」	予習・復習を前提とし、事前に与えた説例により、要件事実の構成について検討したレポートを提出させ、授業ではこれに基づく討論を行う。	専任(裁判官経験者)1名 みなし専任(裁判官経験者)1名 非常勤(派遣裁判官)1名	各回の取り組みテーマ、レポートの課題は3人の担当教員で相談のうえ、統一することとしている。また、成績評価の面においては、担当教員の合議により単一の試験または担当者別の試験を実施するが、成績評価の厳格性と公平性を担保するために、単一の採点基準を設ける。	受けていない。
25	裁判実務基礎(民事)(5セメ)	2単位・週1コマ・ 90分	司研「問題研究」、司研「類型別」、司研「一審解説」、司研「演習教材」、司研「認定教材・貸金」、司研「認定教材・保証」	事前に課題を設定	みなし専任(派遣裁判官)1名	教材を統一し、適宜情報交換している。	いいえ
26	「事例研究(要件事実論)」(4セメ) (「民事裁判実務」でも扱う。)	2単位・週1コマ・ 90分	プリント 加藤＝細野「要件事実と実務」 司研「問題研究」	毎回設問について宿題を課し、授業時には学生に発表させ、学生間で討論させ、講評及び解説を行う。 小テストは実施しない。 学期末試験は原告・被告の言い分に基づき、請求原因及びそれに対する認否及び抗弁を記載させることにしている。	専任(弁護士)1名 専任(元裁判官・ 弁護士)1名、みなし 専任(元裁判官・ 弁護士)1名	事例研究は1名で担当 民事裁判実務は2クラスで分担	なし

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
27	民事訴訟実務の基礎(4セメ) 民事法総合演習(5セメ)	いずれも2単位・90分	司研「問題研究」、司研「類型別」	使用教材のケース別に学生との間で問答を行い、その後30分～40分で事例について要件事実整理の小テストを行い、回答例を学生に報告させて討議する。	専任(裁判官経験者)1名、特任(弁護士)2名	それぞれのシラバスで調整している。	なし
28	民事訴訟実務の基礎(3セメ) 他にも 民法(総則)(1セメ)、民法(債権各論)(2セメ)、民事法総合(4セメ)の各科目でも、扱う。	2単位及び補講(任意参加週1コマ)・週2コマ は各2単位・週2コマ。なお、は補講(任意参加週1コマ)がある。	司研「問題研究」、司研「類型別」、司研「起案の手引」、司研「一審解説」	次の科目のシラバス(平成18年度) 1. 民事訴訟実務の基礎 2. 民法 3. 民法 4. 民事法総合	みなし専任(裁判官・司法研修所教官)2名 講師(弁護士)1名	民事系FD委員会を1セメスターにつき4回～5回開き、その都度、配布課題・授業の工夫など各種の情報交換をしている。	
29	民事訴訟実務の基礎(3セメ又は4セメ)	2単位・週2コマ・90分	司研「問題研究」、司研「演習教材」、司研「認定教材・貸金」、司研「認定教材・保証」、日弁連「民事弁護の手引」、日弁連「民事弁護における立証活動」、司研「一審解説」、司研「起案の手引」	毎回事例を参照しつつ、要件事実と事実認定の基礎問題を取りあげ、学生との質疑応答や学生間での討論を適宜取り入れて授業を進める。各教員が、シラバスの授業計画をもとに、双方向・多方向の授業を行っている。授業における学生の発言、授業中に与える課題の小レポート及び筆記試験により評価する。	みなし専任(弁護士)2名 派遣(裁判官)1名	3名の教員との間で、授業計画・授業内容・教材等使用・課題・試験・成績について、必要に応じ会議をし、又はメールで連絡をとりあい、クラス間(前後期も含め)で、均一かつ同一の内容の授業と成績評価を行うようにしている。FDなどを通じて、関連科目の担当教員との意見交換会議などがある。	

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
30	民事実務基礎(4セメ)	2単位・週1コマ・100分	司研「類型別」、司研「問題研究」、司研「一審解説」、司研「要件事実1巻」	「民事実務基礎」では、民事訴訟実務の基本的な概念を理解することを目的とし、具体的には要件事実理論、民事訴訟手続の知識、事実認定の基本構造の習得を中心に進めています。授業は双方向により、数種の事例について、受講者が予め提出したレポート等に基づき要件事実分析の手法を研究し、また訴訟資料を用いて争点整理演習を行うというものである。そのほか民事訴訟手続に関する小テストを数回実施する。定期試験の範囲としては要件事実理論が主ですが、民事訴訟手続に関するものも含めている。	客員(派遣裁判官・司研教官経験者)1名 専任(裁判官経験者)1名	同一科目の担当教員間では常時連絡協議し、同一内容の授業を行い、また関連実務系科目の担当教員間でも随時教材、資料の情報交換をしています。全体の会議としては、法曹養成教育会議、情報交換会がある。	
31	民事訴訟実務の基礎(3セメ)	2単位・週1コマ・90分	司研「問題研究」、司研「類型別」、司研「一審解説」、司研「演習教材」、司研「演習教材2」、司研「認定教材・貸金」、司研「認定教材・保証」	クラスは3クラス(各クラス50名程度)に分け、(水)の1、3、4講時に同内容の授業を行う。担当者(判事)の作成した課題を予め与え、授業日の一週間前にレポートを提出させ、その解答内容(特に学生が悩んだ点、誤りを犯しやすい点)を踏まえながら、教員の側からの質問に学生が順次答え、対話形式を取り入れつつ授業が進められる。学期末には3時間の筆記試験が行われる。	専任(裁判官経験者)1名 嘱託講師(派遣裁判官)1名 1講時は共同担当。3、4講時は派遣裁判官のみの担当。	1講時の共同担当の授業は、派遣裁判官が主導的役割を果たし、専任教員は民法学の立場からの問題提起や学生の立場からみて難しい点、アドバイスを要する点などをコメントの形で行う。1講時と3講時の間の時間帯を授業内容やその進め方の協議にあてている。	

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている教員の概要	複数の教員間の協働関係	実務法曹からの協力・支援の状況
32	<p>要件事実教育を中心的に行う科目 訴訟実務の基礎(民事)(5セメ) 中心的とはいえませんが、他に 民事訴訟法の基礎1(1セメ)、民事訴訟法の基礎2(2セメ)、民事訴訟法演習A(3セメ)、民事訴訟法演習B(4セメ)、民法演習C(債権総論、担保物権)(4セメ)、民事法総合演習(6セメ)においても、要件事実に関連づけた学習を行っている。</p>	<p>2単位・週1コマ・2時間 他はいずれも2単位・週1コマ・90分</p>	<p>並木「要件事実論解説」 司研「類型別」、司研「問題研究」 伊藤編「民事要件事実講座2」 司研「要件事実1巻」、司研「要件事実2巻」</p>	<p>訴訟実務の基礎(民事)の第1回から第5回までは、教授が講義形式で、要件事実論の概要を話し、第6回ないし第15回は各回ごとに紛争類型別の課題を出したうえ、受講生を2つのグループに分け、両グループが隔週ごとに交代して該当グループの全員が授業の1週間前に課題についてレポートを提出し、翌週の授業において提出されたレポートの論点ごとに全員で討議(論)する形式で行っている。しかしなかなか討議にならず、教授が院生に名指しで質問し、院生に答えさせ、教授がそれに寸評を加えることになりがちである。時々院生から質問が出され、それをめぐって他の院生や教授が答えることもある。なお、討議においては、事実認定のまねごとの的なことをすることもある。小テストはしていない。評価は平常的には提出されたレポートを対象とするほか、授業における発言の回数、その内容の良否や発言の巧拙、さらに授業時間外における質疑なども対象とし、さらに期末試験をしてその成績を対象として総合的にしている。 なお、 (1)民事訴訟法の基礎2は講義形式を基本としている。 (2)民事訴訟法演習Bは、事例と判例の検討を基本としている。 上記(1)は短答形式、(2)は記述形式の復習テストを毎回実施しているが、要件事実のみをとりあげた出題内容にはしていない。ただし、上記(2)の解答においては、要件事実と関連づけて考えるべき場合がある。</p>	<p>専任(裁判官経験者)2名、非常勤(裁判官経験者)1名</p>	<p>同一科目を複数教員が担当することはないが、民事系科目担当教員間では、月1回打ち合せ会を行っている。</p>	<p>特になし</p>
33	<p>民事訴訟実務の基礎1(2セメ) 民事訴訟実務の基礎2(5セメ)</p>	<p>いずれも2単位週1コマ、90分</p>	<p>司研「類型別」、司研「問題研究」、司研「演習教材」、司研「認定教材」 以上のほか、両科目とも、電子シラバス上に事例等を提示。</p>	<p>1. 事前に提示された設例に基づく対話型授業 2. 回によっては、報告討論 1. 事前に提示された設例に基づく対話型授業</p>	<p>みなし専任(裁判官経験者1名、弁護士1名)2名 派遣裁判官1名</p>	<p>2名の実務家教員による共同開講の形をとっている。</p>	

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
34	民事実務基礎論(4 セメ) 民事実務演習(5セ メ)	いずれも2単位・ 週1コマ・90分・15 週	伊藤「入門」、加藤＝細野 「要件事実と実務」、 加藤「民訴実務の基礎」、 日弁連「模擬裁判教材A」	<p>要件事実論、事実認定論の概論的講義を冒頭に行い、さらに通則とうに付き講義を行う。そのうえ、次回の授業項目に関連する資料や判例・具体的事例等を事前開示し、調査・検討を指示し、事実整理メモ、ダイヤグラム等を事前に起案・提出させたい授業に臨み、具体的事実を教材にして多方向議論・検討を行う。</p> <p>期末試験を重点的評価とするが、講義毎の提出レポート、出席状況、意見表明や討論における発言回数・内容など日常の受講態度の積極性、事前準備の程度などを評価して行う。</p> <p>1.総論的講義2コマ 2.類型別要件事実・・・各コマに事前レポート提出 レポート中心にゼミ形式で13コマ テキストないしは教員によって準備した具体的ケースを中心として、ケースメソッド方式により行う。ゆえに、各回で 示さないし配布されたケース等を事前に精査・検討し、関連する問題点を文献・判例によって予め十分に研究し、その結果を事前に法文書やレポートの形式で提出を指示する。授業ではこれらを検討対象として用いながら、多方向的授業を行う。実務家教員のそれぞれの立場・経験を生かし、それぞれの役割・分担をも指導・検討させる。</p> <p>提出された作成法文書・レポート等の内容、さらに、授業における積極的な意見表明、議論・模擬裁判への参加状況をも対象とし、総合評価する。</p>	<p>専任(裁判官経験者)1名、兼任(弁護士)1名 専任(裁判官経験者)1名、弁護士1名) 2名、非常勤(派遣裁判官)1名</p>	<p>(1)教員2名で登録学生を2クラスに割り分 担。(2)各別に授業する が、教育方法、教材等 については事前打合 せで、可能な限り、同じ 教育内容とする。 登録学生を3クラス に割り担当教員で分担</p>	<p>なし 弁護士会と討議して いる。</p>
35	民事裁判実務基礎(5 セメ)	2単位・週1コマ・ 90分・15回	司研「問題研究」	講義・小テスト・演習の組合せ	専任(裁判官経験者 2名、弁護士2名)4 名、非常勤(派遣裁 判官)1名	チューター会議を開催 し協議する。	派遣裁判官



第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
36	要件事実論(5、6セ メ) 民事実務総合演習 (5、6セメ)	いずれも2単位・ 週1コマ・90分	司研「問題研究」、司研「類 型別」、伊藤＝山崎「ケース ブック」 その他、担当教員が独自に 作成する教材	最初に、短期間、要件事実論の総論に当た る部分を講義形式で説明する。次いで、教 材の中の比較的簡単な具体的事例を用い て、具体的問題を要件事実論的に分析する 作業を行わせる。その際、全員にレポートを 提出させ、それに基づいて演習形式で授業 を展開する。最終的に、かなりレベルの高い 教材を与えて同様の授業を行う。仕上げと して、即日起案方式で解答させ、それにつ いて講評し、討論する。	専任(裁判官経験者 2名、弁護士1名)3 名	3名の教員で分担す ることになるので、授業 の仕方、教材の出し 方、成績評価などにつ き、緊密に連絡し合 い、合議を重ねるこ とにしている。各教員の 考え方の違いから、各 担当クラスによってバ ラツキが出てくること も考えられるが、でき る限り同一内容の授業 ができるよう努めるこ とにしている。	特になし
37	民事訴訟実務の基礎 (4セメ)	2単位・100分	司研「問題研究」、司研「類 型別」		専任(研究者2名、弁 護士2名)4名、客員 (弁護士)4名、非常 勤(派遣裁判官)1名	教材の共同作成・成績 評価の統一化、綿密な 事前打ち合わせ、たす き掛け(15回の授業を 半分ずつ受け持つ)部 門会議(特に民事法部 会)での授業内容・方 法・成績評価方法など の協議・検討	特になし。しいてい えば、本法科大学院 は臨床法学教育を 重視しているところ から、リーガル・クリ ニックに際して、指 導弁護士からある程 度の指導がある。
38	民事訴訟実務の基礎 (3セメ) なお、「民事訴訟法」 「民事法演習」科目にお いても扱うことがある。	2単位・週1コマ・2 時間	司研「問題研究」 (参考文献)司研「類型別」	予習のための質問を記載したレジュメをあら かじめ配布し講義において学生の回答・発 言を求めている。3回程度課題を与えてレ ポートを提出させている。課題については学 生のレポートを整理して講評・解説を行っ ている。期末試験を実施し、レポートの評価を 加えて評点している。	専任(弁護士・司研 教官経験者)1名		

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
39	「民事法総合（要件 事実・事実認定基礎 論）」(主)(3セメ)	4単位・週2コマ・ 90分	伊藤「入門」、伊藤＝山崎 「ケースブック」、司研「問題 研究」、司研「類型別」	演習形式を基本として、適宜、講義も交えている。課題を頻繁に出して、それに対するレポートの提出も求めて、学生の自発的勉学を強く求めている。授業では、頻繁に学生に発言を求めている。 小テストは今のところ実施していない。課題について提出されたレポートを評価するなどして、プロセスとしての成績評価に留意するとともに、期末試験を行っている。本授業は、大きく言って3段階に分かれる。当初、基本的考え方を、主として『入門』を学生に学習させながら、検討する。同時にこの時期には、『入門』、『問題研究』を全般にわたって自習させ、ある時期に、そのすべてについて質問を纏めて書面で提出させて、それについて演習を行なう。次の段階は『ケースブック』を使用して、具体的問題をなるべく多く検討する。ここでも課題に対するレポートの提出が要求される。更に最後の段階として、『紛争類型別要件事実』について、前記と同様に質問をなるべく多く学生から出させて、それに基づいて演習を行う。	専任(裁判官・司研 教官経験者)1名、み なし専任(弁護士・い ずれも司研教官経験 者)2名、合計3名	前記のように3人の教員で担当している(その実施方法は、クラスを3つに分けて、3人の教員がローテーションですべてのクラスを担当している)。3人の教員は、全体計画の立案個々の授業の仕方、課題の出し方、成績評価など、すべての面において、緊密に常時合議をしながら、基本的に同一内容の授業を行っている。他の民事法総合科目の教員とも随時連絡を取り合って協議をしている。そのための会議として、民事法部会、法科大学院要件事実教育研究所研究員会議などもある。	

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
40	民事訴訟実務の基礎 (3セメ)。	2単位・週1コマ・ 90分・15回+期 末試験	(テキスト)加藤編「民訴実務 の基礎」、司研「問題研究」 (教材)司研ビデオ「民事訴 訟第1審手続の流れ」、日弁 連「民事訴訟実務の基礎 - 主張と立証 -」 (準テキスト)司研「類型別」 (参考書)伊藤「入門」、伊藤 「要件事実の基礎」、伊藤 「事実認定の基礎」、加藤= 細野「要件事実と実務」	講義は、事前にテキストを読み、設例等を検 討してきてもらったことを前提とする双方向 での授業が基本。第1回と第2回講義はビ デオ教材を使用。レポートは講義外で3回 実施。	専任(弁護士)1名	各教員の個性・裁量に まかされており、特に 定まった協働関係はな いが、複数教員で同一 科目を担当する場合は 教材や講義における役 割分担等について事 前に合議しているのが 通常だと思われるし、 関連科目間では、FD 等の機会や個別の協 議により関連科目間の 役割分担について確 認したり、TKC教育支 援システム等で他の関 連科目の内容や進行 を確認しながら講義を すすめるなどしている と思われる。	特になし
41	民事実務基礎演習 (要件事実)(4セメ) 民事実務基礎演習 (要件事実・立証・模 擬裁判)(5セメ)	いずれも4単位・ 週1コマ・90分	司研「一審解説」、司研「問 題研究」、司研「演習教材 1」、司研「演習教材2」、司 研「認定教材・保証」、司研 「認定教材・貸金」	演習形式を主とし、適宜講義を交えている。 学生の発言を促し、自発的勉学を求めている。 授業参加を重視し、小テスト・レポートは 求めているが、プロセスとしての成績評価 を行っている。司研「問題研究」を中心にし、 参考書として司研「類型別」を勧めている。 司研「演習教材1」、「演習教材2」、司研「事 実認定教材」を演習形式で行うほか、訴訟 記録に基づいた教材を作成し、それを元に 演習形式で授業を行っている。	専任(裁判官・弁護 士)1名、みなし専任 (弁護士)1名	二人の教員で担当して いるので、授業内容、 成績評価、試験問題な ど、全ての面において 緊密に合議している。 他の民事系科目の教 員とも適宜話し合っ ている。	弁護士会所属弁護 士から教材に適する 事案の提供、リーガ ルクリニック、エク スターンシップにおい て要件事実を踏まえ ての指導がなされる ようにしている。

第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
42	民事要件事実・事実認定論(4セメ)	1単位・週1コマ・90分(後期の前半に8回行う)	司研「起案の手引」、同「問題研究」、同「類型別」	<p>事件類型別に「言い分形式の事例問題」ないし「訴状、答弁書、準備書面で構成された事例問題」を2週間前に配布する、各自起案を1週間後に提出する、1週間後に添削の上返却し、講評するという方式で双方向性の授業を行う。(教材を授業の2週間前に配布)</p> <p>なお、授業の際には、事案に即した授業メモと要件事実の整理を俯瞰するブロックダイヤグラムを配布する。</p>	非常勤(派遣裁判官)1名	関連科目として「民事訴訟演習」を開講している。上記「民事要件事実・事実認定」の講義の後に開かれる「民事訴訟演習」の授業において、上記派遣裁判官が復習を兼ねて要件事実の講義を行っている。	弁護士会から派遣された実務家教員により、その担当授業の中で、適宜要件事実の講義を盛り込んだ講義を行っている。
43	民事法総合(4セメ) 民事訴訟実務の基礎(4セメ)	2単位・週1コマ・90分	特になし 加藤「民訴実務の基礎」、司研「問題研究」、司研「民事演習教材」、司研「認定教材・保証」、司研「認定教材・貸金」、模擬記録	<p>典型的な紛争類型をもとにした設例、当事者双方の言い分を示した事例、比較的オーソドックスな事案の事件記録を素材にし、実体法上及び訴訟手続上の問題点、紛争解決方法等の研究課題について、学生にレポートの作成、討論、教員の講評といった方法で行う。毎回、教科書・参考書や配布される模擬記録等を熟読し、事前に提出される課題、設問等について考え、あるいは必要な時効を調査してメモを作成するなど、十分な事前準備をした上で講義を受けてもらう。講義は学生に報告させた上で、教員による質問、学生相互の討論、教員による講評を行うことにより進められる。必要に応じ、簡単なレポート(サマリーライティング等)の作成・提出を求めることがある。</p>	専任(研究者1名、裁判官経験者4名、弁護士4名)9名、兼任(弁護士)1名	との科目毎に随時必要に応じて協議(平均1学期2回)	特になし

## 第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
44	民事法総合研究(5セメ) 民事法演習(3セメ)	いずれも2単位・ 週1コマ・90分・15 回	加藤良夫「実務法律講義 実務 医事法講義」(民 事法研究会 2005年)(参 考書)加藤=増田「患者側 弁護士のための実践医療過 誤」、稲垣克巳「克彦の青春 を返して」、福永有利「新民 事の訴訟」 加藤=細野「要件事実 の考え方と実務」	医療過誤訴訟を題材として、実体法とし ての民法と手続法としての民事訴訟法を総 合して実務上の能力の基礎を学ぶ。予め、 参考資料と共に具体的事例を示し、問題点 を把握させ、実体法上及び手続法上の論点 について予習させ、その成果を発表させる 等して理解の深化を図る。授業中の討議内 容、小テスト及びレポートにより評価。 事前に事案と設問を配布し、提出しても らい、それをもとに学生同士で討論をさせ る。事後的に、授業中に討論された論点と 当該論点に関する意見をレポートとして提 出させる。何度松実子の試験、提出された レポート、授業中の発言内容により評価。	専任(弁護士)3名		
45	民事法演習3(4セメ) 民事実務の基礎(5セ メ) 民事法演習5(6セメ)	2単位・週1コ マ・90分 4単位・週2コ マ・90分	司研「問題研究」、司研「類 型別」、司研「要件事実1 巻」、司研「要件事実2巻」、 司研「一審解説」、加藤編 「民訴実務の基礎」	「民法基礎演習1、2」及び「民事法演習1」 で扱えなかった判例についても取り上げる。 受講者は十分に予習し、授業前日までに事 案について簡潔にまとめたレポートを提出し なければならない。演習の場では、発表と議 論を通じて理解を深める。受講者には、学 習効果を高めるために、その時間で完結さ せるのではなく、十分な復習も求めるが、さ らにレポートの形でその結果の提出を求め ることもある。 できるだけ具体的事例を題材に、主張と 要件事実、立証と事実認定について基礎的 理解を習得させると共に、民事訴訟実務の 基礎的知識を得させる。 民事系科目の総合的な演習として、モデ ル記録を使用する。学生にふんだんに課題 を与え、発言の機会も多くし、さらには教材 となる主張立証等の内容自体を学生に作成 させるという方法も取り入れる。 評価は3科目共に、平常点(授業への出席、 授業毎の予習の程度、授業への積極的参 加の程度、学期途中で課す小レポートや授 業中の小テストの成績、等)と定期試験によ る。ただし、70%以上授業に出席しない者 は、定期試験を受けることが出来ない。	専任(裁判官経験者 1名、司研教官経験 者1名)2名、講師(弁 護士)2名	民法担当の研究者 教員2名、法務講師2 名と元裁判官教員が 授業全体を協議の上、 法務講師2名と元裁判 官教員が要件事実の 演習分担 裁判官の立場から と、弁護士の立場か ら、それぞれ要件事実 を含む演習を分担 研究者教員及び実 務家教員各2名と法務 講師3名による演習科 目であるが、元裁判官 教員の担当する実務 演習の1つとして、要 件事実の演習問題を 行う。	当大学院では、数名 の弁護士が、実務家 専任教員として、法 曹倫理や法文書作 成等の民事実務科 目の教育に当たっ ているが、要件事実 教育としては、専任教 員2名、法務講師2 名の4名が担当して いる。



第1:要件事実教育に関して

大学名	科目の名称・配当年次	単位数・時間数	教材	授業の方法 [評価の方法]	要件事実教育に携わっている 教員の概要	複数の教員間の協働 関係	実務法曹からの協 力・支援の状況
46	民事訴訟実務の基礎 (4セメ)	2単位・週1コマ・ 90分	司研「問題研究」、司研「事 実認定」、司研「演習教材」	裁判官教員と弁護士教員で各回について 主担当を定め、主担当と学生らとの双方向・ 多方向の講義について、他の担当教官がコ メントを加える形で意見を披露して受講者の 多角的な理解を図る。	専任(弁護士)2名 派遣裁判官1名	前記「授業の方法」記 載のような工夫をして いるほか、シラバス作 成の段階から、3者で 協議を重ね、連携を 図っている。	
47	民事実務演習(5セメ)	2単位・週1コマ・ 90分	司研「一審解説」、司研「問 題研究」、司研「演習教材」	講義・演習・レポート	みなし専任(裁判官)1 名	授業教材等の相互閲 読、「隙間」部分につい ての協議に基づく分担 (eg民事執行・保全授 業の「実務概要」を民 事実務演習で解説)	特になし